

第3回 静岡市新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議

日時 令和2年3月27日（金）08:30～09:00
会場 災害対策本部会室（静岡庁舎低層棟3階）

次 第

- 1 開会
- 2 報告
（1）国による対応状況（2）県による対応状況（3）当市による対応状況
- 3 前回本部会議からの変更・変化事項等に関する各局からの報告
① 教育局 ② その他
- 4 市主催イベント等の開催に関する基本方針及び市が所有する公共施設の再開に関する今後の方針について
- 5 指導事項等（両副市長、政策官）
- 6 危機対策本部長（市長）からの指示
- 7 閉会

<危機対策本部 出席局>

総務局・企画局・財政局・市民局・葵区役所・駿河区役所・清水区役所・観光交流文化局・環境局・保健福祉長寿局・子ども未来局・経済局・都市局・建設局・消防局・上下水道局・教育局・議会事務局 計18局区

<関係課>

広報課・環境保健研究所・保健医療課・保健予防課・生活衛生課・保健所清水支所・救急課・危機管理課 計8所屬

【事務局連絡先】

危機管理課 総務係 81-4711 担当者 片山

【下線部：前回からの追記事項】

1 国による対応状況

- 2月20日（木）
「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- 2月25日（火）
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（新型コロナウイルス感染症対策本部で決定）」を公表
 - ・国内の感染症専門家により構成されるクラスター対策班を設置
（知事からの要請に基づき、北海道に6名、千葉県に3名の専門家を派遣）
- 2月29日（土）
安倍総理による記者会見
- 3月2日（月）
「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」から感染症対策についての見解を公表
- 3月6日（金）
PCR検査に対する保健適用を施行
- 3月9日（月）
専門家会議から感染症対策についての追加の見解を公表
- 3月10日（火）
全国的なスポーツや文化イベントの実施自粛について、今後10日間程度の延長を要請
- 3月10日（火）
「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」を公表
- 3月14日（土）
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律を施行
⇒ 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する（暫定措置）。
- 3月19日（木）
専門家会議から「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表
- 3月20日（金）
専門家会議の状況分析・提言を受け、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第21回）」を開催
- 同日
 - ・ スポーツ庁政策課から「各種スポーツイベントの開催に関する考え方について（3月20日時点）」の事務連絡を発出
 - ・ 文化庁政策課長から「各種文化イベントの開催に関する考え方について（3月20日時点）」の事務連絡を発出
- 3月24日（火）
文部科学省事務次官から「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」を発出

2 県による対応状況

- 本部員会議を3回実施（2/17、2/28、3/2）
- 県市（県、静岡市、浜松市が参加）連絡会議（医療及び経済）を実施（3/6）
- 3月13日（金）
「本県における大規模イベント等の開催に関する考え方について」を公表

3 当市による対応状況

- 1月30日（木）
環境保健研究所において、新型コロナウイルスのPCR検査を開始
- 2月10日（月）
帰国者・接触者相談センターの設置（2/18以降は24時間体制）
- 2月27日（木）
市主催のイベント等の中止または延期及び市が管理する公共施設等の休館等に関する今後の方針を決定
- 2月28日（金）
市立小・中学校における臨時休業を決定（3月3日（火）から3月15日（日）まで）
- 3月2日（火）
新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の休館等についての方針を決定
- 3月4日（水）
市民の皆さんへの市長メッセージを発出（市HP上に掲載）
- 3月12日（木）
市主催のイベント等の中止または延期及び市が管理する公共施設等の休館等に関する今後の方針を修正し、適用期間を延長
- 3月16日（月）～19日（木）
市立小・中学校を再開し、卒業式・終業式を実施
- 3月17日（火）
「新型コロナウイルス感染症に関する静岡市経済対策会議」の第1回会議を開催

4月以降の学校再開の方針について

令和2年3月27日
静岡市教育委員会

1. 学校再開の可否について

(1) これまでの方針

教育委員会としては、これまで次のとおりの方針で新型コロナウイルス対策のための臨時休校等を行ってきた。

① 2月27日対策本部資料（概要）

卒業式や入学式は出席者を絞って開催。3月中旬までの感染症拡大状況を見て対応を再検討。

② 2月28日記者会見資料（概要）

政府の要請を踏まえつつ、3月3日（火）から市立の全小中、高等学校を休校とする。終期については3月15日までの期間とする。

③ 3月12日対策本部資料（概要）

市内では感染経路の不明な感染者が発生しておらず、市立の2つの卒業式を催行した3月1日と情勢に変更はないものと考え、卒業式が子どもたちにとって一生に一度のものである等の価値を踏まえて、臨時休校は終了する。

(2) 政府専門家会議の分析・提言及び文部科学省通知の概要

3月19日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言においては、学校の臨時休校について、「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも選択肢として考えられるとされている。また、3月24日に文部科学省が通知した事務次官通知では、**3つの条件を徹底的に回避する対策を図ること等の留意事項を示し、学校再開のガイドラインが示されたところである。**

(3) 本市の感染症拡大状況の認識と学校再開の判断

3月26日時点での本市の感染症拡大状況については、学校の臨時休校を解除することを改めて決定した3月12日時点と変わるところはなく、外国等において感染した患者さん方が市中で確認されたのみであり、市中で感染経路が不明な感染者が発生した等の状況はみられない。この状況は、**少なくとも、政府専門家会議の分析・提言において学校休校を選択肢とされた、感染状況が拡大傾向にある地域と考える必要はないものとする。**

このことから、教育委員会事務局としては、3つの条件の徹底的な回避等の保健衛生上の対策を講じ、多数の子どもが密集する環境を避けられない授業内容等について、各学校で必要に応じて授業内容の見直し等を図りながら、**4月7日**

※高等学校は4月6日 から予定どおり学校を再開することとする。

2. 入学式の取り扱いについて

学校再開の方針において、本市の感染症拡大状況を3月12日時点と異なるところはないと判断したとおり、卒業式と同様の取り扱いとして、保健衛生上の対策を講じつつ、出席者等を最小限に絞りながら、**予定どおり4月7日に執り行う**こととする。

3. 新学期の学校生活上の留意事項について

(1) 保健衛生上の対策

- ①手洗いの徹底等、登校前の検温や登校時の健康観察、体調不良の児童生徒の下课等の一般的な衛生管理を徹底する。
- ②あわせて、特に専門家会議の分析で強調された、3つの条件がそろう環境を徹底的に回避するよう学校運営を行う。
その際、学校施設の環境や子どもの特徴から、「手の届く距離に多くの人がいる」状況や、「近距離での会話や発声がある」ことを、継続的かつ徹底的に回避し続けることは困難であることから、「密閉空間であり換気が悪い」状況を徹底的に排除することとし、これが避けられない場面において、残る2つの条件の回避を徹底するよう学校運営することとする。
- ③このため、各学校において、春休み期間中に、窓を開けても換気の悪い密閉空間や、雨天・寒冷時等の換気の方法等、エアポケットとなる状況を想定して、場面に合わせた児童生徒の指導方法を整理することとする。

(2) 児童生徒等の健康管理及び感染防止について

保護者から「子どもが風邪で欠席する」等の連絡を学校が受けた場合、その児童生徒を出席停止とし、検温などの健康観察及び医療機関への受診を勧める。教職員が発熱等の風邪の症状が見られるなどの体調不良の場合は自宅で休養することとする。

また、児童生徒等の感染が確認された場合の対応については、治癒するまでの間、児童生徒は出席停止、教職員は私傷病休暇の措置を取る。

(3) 授業や部活動の見直し

- ①校内における活動は、原則として上記の保健衛生上の対策を講じて執り行うこととし、多数の子どもが一堂に会する授業等で延期が可能なものは、指導順序を見直すこととする。
- ②市中において行う学校外活動は、すでに予定されたものであっても見直し、不特定多数の人混みを避けられない場所での長期の活動は行わない。
- ③市外で「感染状況が確認されていない地域」を出る活動を伴うものは、活動の要否を再検討し、例えば部活動等では、全国大会につながる大会等であって保

護者の同意を得て参加する場合を除いて、原則として参加しない。なお、修学旅行についても原則として延期を含めて検討したうえで、予定どおり実施する場合は、前後の保健衛生上の対策を万全にしたうえで行う。

4. 当面の休校等の目安

今後政府の専門家会議等の情報が出された場合更新する必要があるものの、市民の警戒感を踏まえると、子どもたちが安心して学校に通うためには、暫定的に一定の休校等の目安を定めることが必要である。

この際、3月12日の対策本部に報告した際の休校についての考え方を、専門家会議の分析の内容を踏まえて、より具体的ないくつかのシナリオとして次のとおり整理する。

(1) 一斉の休校を要する場合

悪しくも本市が「感染状況が拡大傾向にある地域」となった場合には、感染症拡大防止の必要性又は市民の安定を取り戻す必要性がある場合、一斉の休校を行うこととする。

また、これに至らない感染症拡大の段階であっても、市中で感染経路が不明な感染者が発生した場合等、市民の警戒度が急激に高まった際には、子どもに対する安定的な指導が困難となることが想定されるため、市民の安定を回復するための措置として、市中の一定の地域を一斉に休校することも検討する。

(2) 個別の学校の臨時休校を行う場合

教職員やその家族に感染者が発生した場合や、児童生徒に感染者が発生した場合には、その学校に対して、市民の警戒度が高まると考えられるため、施設の消毒と濃厚接触者の特定が完了するまでの間、一時的に学校を休校する。

あわせて、感染者や濃厚接触者となった児童生徒の心理的負担が大きいおそれが高いことを踏まえて、追加的なカウンセラー派遣等心のケア体制を充実させる。

令和2年3月27日

静岡市

新型コロナウイルス感染症に係る 市主催イベント等の開催に関する基本方針について

静岡市が主催するイベント等の開催については、2月27日付で市の基本方針を定め、さらに、3月12日付けでその方針の改正を行い、市民及び関係者の皆様にお知らせしたところであるが、その期限である3月31日を迎えるにあたり、3月19日の国の専門家会議において示された状況分析・提言及び、本市においては、現在、感染経路不明な患者が確認されていない状況等を勘案して検討を行った結果、下記に示す内容を原則とする基本方針を定めた。

今後は、イベント等の開催について、4月24日（金）まで下記の基本方針のとおり取り扱うこととし、本市として、新型コロナウイルス感染症への対策に、引き続いて、鋭意取り組んでいくこととする。

記

1 市主催のイベント等について

- (1) 県外からの参加者が見込まれる大規模なイベント等の開催については、国内の感染拡大を回避するための国の方針を踏まえ、引き続き、中止、延期又は規模の縮小等の適切な判断をする。
- (2) 県外からの参加者が見込まれる大規模イベント以外のイベント等については、4月1日（水）以降、国の専門家会議が示した以下の内容を遵守することにより、開催できるものとする。
 - ① 換気が悪い密閉空間をつくらない。
 - ② 多数が集まる密集場所をつくらない。
 - ③ 間近で会話や発声する密接場面をつくらない。

上記に加え、感染した場合に重症化しやすい高齢者など、特に配慮が必要となる方が参加するイベントの開催については、引き続き、その実施について慎重に判断すること。

また、こまめな手洗い・消毒と咳エチケットの徹底、あるいは、共用品を使う際の消毒を徹底すること、さらに、体調不良の方の参加自粛を呼びかけるなど、「イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）」（別添）を参考とし、感染防止の対策を徹底する。

2 市が共催する又は実行委員会に参画するイベント等や、指定管理者が行う事業については、市の方針に準じて対応するよう関係者に要請していく。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

以上

【イベント等における感染対策のあり方の例（静岡市版）】

1 人が集まる場の前後を含めた適切な感染予防対策の実施

[主催者が行う内容]

- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル料などについて配慮する。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、その者が触れた場所の消毒や、接触した可能性のある者等に対して連絡先を確認するなど、適切な感染予防対策を行う。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したものでの拭き取りを定期的に行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができる様な場の確保

[主催者が事前に参加者に周知すべき内容]

- 発熱している場合や、咳などの症状がある方の参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方の参加を認めない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の参加を認めない。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を求める。（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用する」など）。

2 クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える。）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底

3 感染者が発生した場合の適切な対応

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡できる体制を確保する。

4 その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

令和2年3月27日
静岡市

市が所有する公共施設の再開について

静岡市においては、新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の休館等について、3月2日付で方針を定め、さらに、3月12日付けでその方針の改定を行い、市民及び関係者の皆様にお知らせしたところであるが、その期限である3月31日を迎えるにあたり、4月1日（水）以降は準備の整った施設から順次再開する。

なお、施設の開館にあたっては、国の専門家会議が示した下記の内容を遵守すること。

記

- 1 換気が悪い密閉空間をつくらない。
- 2 多数が集まる密集場所をつくらない。
- 3 間近で会話や発声をする密接場面をつくらない。

上記に加え、感染した場合に重症化しやすい高齢者など、特に配慮が必要となる方が来館する場合には、上記3つの条件の遵守について、特段の注意を払うこと。

また、こまめな手洗い・消毒と咳エチケットの徹底、あるいは、共用品を使う際の消毒を徹底すること、さらに、体調不良の方の来館自粛を呼びかけるなど、感染防止の対策を徹底すること。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

以上

3月27日 対策本部長指示

去る3月12日に開催した危機対策本部会議において、今月末までのイベント等の自粛を指示し、その後、現在までのところ、日本各地で感染が拡大している事実はあるものの、本市においては、市中感染者が発生していないところです。

それらを踏まえ、国の専門家会議が示した3つの条件を順守することを条件に、市主催のイベント等の自粛を見直すこととします。

その上で、市当局においては、今般の置かれた状況を踏まえ、イベントの中止等で冷え込んだ地域経済に対し、速やかに対策を講じるよう、危機対策本部長として改めて指示します。

そして、人事異動など年度変わりの時期となりますが、各自が健康に留意し、これまでの対応が継続できるよう、しっかりと引継ぎ等を行うなど緩みなく対策を進めるようお願いします。

次に、市民の皆さんへのメッセージとしましては、まず、新型肺炎に関して、未だ本市における市中感染の発生がないことは好材料ではありますが、東京などで感染者が増大し、都知事からの外出自粛要請や外務省からの渡航自粛要請など、日本全体では安心する局面にない

ことは明白な状況であります。

この度、市主催のイベント等の中止又は延期及び市が所有する公共施設の休館方針を条件設定した上で見直すこととしましたが、徐々に警戒心が薄れてきている状況も散見されています。

引き続き、今後も厳しい局面が続くことをご理解いただき行動していただきたいと考えております。

特に、①（換気の悪い）密閉空間、②（多数が集まる）密集場所、③（間近で会話などをする）密接場面の三つの密がつく条件が感染リスクを高くすると言われております。

市民の皆様には、ぜひ、この「NO！3密」を徹底いただくこと、併せて、引き続き新型肺炎を正しく恐れて行動することをお願いいたします。